

平成二十七年三月十七日受領  
答弁第一二二二号

内閣衆質一八九第一二二号

平成二十七年三月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 町村 信孝 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出竹島問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出竹島問題に関する質問に対する答弁書

一について

竹島は我が国固有の領土である。

二について

我が国は、遅くとも十七世紀半ばには、竹島の領有権を確立していたと考えられ、明治三十八年以降も、同年一月二十八日の閣議決定に基づき竹島を島根県に編入して竹島を領有する意思を再確認した上で、竹島を実効的に支配してきた。

三について

政府としては、竹島問題について、国際法にのっとり、冷静、公正かつ平和的に紛争を解決するため、様々な検討及び準備を行っているところであり、今後とも、情勢を総合的に判断して適切な措置を検討していく考えである。